

特殊関税制度の見直し

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

特殊関税制度の見直し

1. 現行制度の概要

(1) 不当廉売関税及び相殺関税の概要

不当廉売された貨物又は補助金の交付を受けた貨物（以下「不当廉売等に係る貨物」という。）の輸入が本邦の産業に損害等を与えている場合、政府は、通常の間税のほか、割増関税として不当廉売関税又は相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）を課することが可能となっている。課税に至るまでの基本的な流れは、①課税の求め（以下「課税申請」という。）があり、②政府が必要があると認める場合に調査を開始し、③不当廉売等に係る貨物の輸入による「本邦の産業」への損害等が認められ、当該産業を保護する必要がある場合に課税することとなっている。①～③の要件等は以下のとおりとなっている。

① 課税申請

課税申請は、国内総生産高に対して25%以上の生産高を有する国内生産者（注1）が行うことができる。一方、WTO協定においては、申請要件としてではなく、調査開始要件の一つとして、課税申請を支持する国内生産者の生産高が25%以上を占めることを求めている（注2）。

（注1）国内生産者は、不当廉売等に係る貨物と同種の貨物を国内において生産する者のうち、以下注3で記載の輸入生産者等を除く者を指す。また、当該者を構成員とする団体や労働組合の場合もある。

（注2）AD協定5.4において、「…申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の製品の総生産の五十パーセントを超える場合には、『国内産業によって又は国内産業のために』行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の製品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。」と規定されている。

② 調査開始

課税申請を受けた後、政府が調査を開始するためには、課税申請時における課税申請に対する支持状況として、課税申請を支持する国内生産者の生産高の合計が、課税申請に反対する国内生産者の生産高及び輸入

生産者等（注3）の生産高の合計を超えている必要がある。一方、WTO協定では、輸入生産者等の支持状況を勘案しないことができるとしている。

（注3）輸入生産者等は、不当廉売等に係る貨物と同種の貨物を国内において生産する者のうち、不当廉売等に係る貨物を輸入している者又は不当廉売等に係る貨物の供給者と支配関係にある者を指す。

③ 課税

課税申請を受けた政府による調査の結果、不当廉売等に係る貨物の輸入が「本邦の産業」に損害を与えている等の事実が認められる場合、不当廉売関税等を課すことが可能となる。

当該「本邦の産業」について、我が国現行制度は、国内総生産高の概ね50%以上を占めている国内生産者を「本邦の産業」としており、WTO協定では、基本的には、国内総生産高の相当な部分以上を占めている国内生産者を「国内産業」としている（注4）。

（注4）WTO協定においては、このほか（except that）、輸入生産者等を除いた残り（the rest of the producers）と解することも認められている。

（2）不当廉売関税等の課税申請等を巡る状況

我が国における不当廉売関税等については上述のような制度となっているが、近年の企業を取り巻く環境の変化等に伴い、課税申請が困難になってきているとの指摘もある。

具体的には、我が国の企業においては、近年、独占禁止法上問題になりかねないとして同業他社との情報交換を避ける傾向にある、また、本邦の生産者の生産拠点のグローバル化の進展等により、各社の経営判断が多様化し、同業他社との調整がこれまで以上に困難になってきている、といった指摘がなされている。

このような中、制度の効果的な運用のため、経済産業省より不当廉売関税等の課税申請等に係る見直しについて要望がなされている。

2. 検討

（1）課税申請時の損害情報

WTO協定及び我が国現行制度においては、申請者は、課税申請時において、「本邦の（又は国内）産業」の損害についての証拠を提出することと

なっており、WTO協定では、当該証拠を、申請者が合理的に入手可能な情報に基づく証拠としている。他方で、我が国現行制度では、当該証拠について、申請者が提出すべき損害に係る指標（以下「損害指標」という。）を列挙し、これら損害指標に係る情報の全てを提出する義務を課するような規定となっている（注5）。

損害指標については、WTO協定では例示として規定されており、また、上述のようにこれら損害指標の全てを申請者が入手することは、合理的に入手可能な情報の範囲を超える場合もありうる。

このため、申請者が課税申請時に、「本邦の産業」に係る損害について証拠を提出する際、損害指標については合理的に入手可能なものとし、これら損害情報に基づく当該証拠の提出であっても許容されうることを明確化することが適当ではないか。

（注5） 不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン6（2）一②ハにおいて、「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が示されていること。」と規定されている。

（2）課税申請に対する支持状況

我が国現行制度においては、課税申請に対する支持状況を、課税申請時に申請者が示すこととされている。

当該支持状況については、同業他社の情報が必要な場合もあるが、上記「2.（1）」と同様、申請者が入手する支持状況には限界がある。そのため、必要な支持状況を入手できず、課税申請が困難になっているとの指摘がある。

一方、WTO協定においては、課税申請時に当該支持状況を確定することまで求めておらず、また、当該支持状況の確認主体について特段の制限は設けていないと考えられる。

これらの点を踏まえると、課税申請時における課税申請に対する支持状況が、調査開始のために必要な要件を満たしていない場合であっても、調査開始時までに産業所管省庁が当該支持状況を確認して財務省に通知することとし、これらに基づき、調査開始の判断をできるようにすることが適当ではないか（注6）。

(注6) 産業所管省庁による支持状況の確認については、その具体的な方法について、経済産業省を中心に検討がなされているところ、その検討結果について、産業所管省庁の合意が得られることを上記見直しの前提とする。

(3) 課税申請及び調査開始時における輸入生産者等の取扱い

上述のとおり、WTO協定においては、調査開始時に輸入生産者等の支持状況を勘案しないことも許容されている。一方、我が国では、課税申請及び調査開始のための要件を勘案する際、輸入生産者等の支持状況等も含めることとしている。

生産拠点のグローバル化が進展した近年においては、輸入生産者等の影響力が比較的大きい産業も散見され、これら輸入生産者等の協力が得られるかが確認できず、不当廉売等に係る貨物の輸入によって損害を受けていたとしても、不当廉売関税等の課税申請が困難になっているとの指摘がある。

このため、課税申請及び調査開始時における要件について、輸入生産者等の支持状況等を除くことが適当ではないか。

なお、課税の要否に関しては、調査の過程で輸入生産者等に意見提出の機会が十分に与えられることから、その意見を反映した上で、課税判断がなされることとなる。そのため、産業の相当な部分に損害がある場合に限って課税がなされるという我が国現行制度の仕組みは維持されることになる。

3. 改正の方向性

申請者が不当廉売関税等の課税申請時に、「本邦の産業」に係る損害について証拠を提出する際、損害指標については合理的に入手可能なものとし、これら損害情報に基づく当該証拠の提出であっても許容されうることを明確化することが適当ではないか。

不当廉売関税等の課税申請時における課税申請に対する支持状況が、調査開始のために必要な要件を満たしていない場合であっても、調査開始時までに産業所管省庁が当該支持状況を確認して財務省に通知することとし、これらに基づき、調査開始の判断をできるようにすることが適当ではないか。

課税申請を行うことができる者の要件である「国内総生産高に対する 25% 以上の生産高」に関し、当該国内総生産高から輸入生産者等の生産高を除くこと、また、調査開始の要件である課税申請に対する支持状況に関し、輸入生産者等の生産高を除くことが適当ではないか。